

# 久慈・閉伊川国有林の地域別の森林計画書

(第一次変更計画)

(久慈・閉伊川森林計画区)

計画期間 自 平成29年4月1日  
至 平成39年3月31日

(第一次変更 平成30年12月)

東北森林管理局

## 【変更理由】

次の理由から森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第3項により準用する法第5条第5項に基づき変更するものである。

- 1 全国森林計画（平成30年10月16日閣議決定）を踏まえ、森林経営管理制度の円滑な導入に積極的に貢献していく観点から森林施業の合理化に関する事項を変更する。
- 2 森林法（昭和26年法律249号）第7条の2第2項第4号に基づき、国有林の地域別の森林計画の計画事項に、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（鳥獣害防止森林区域）及び当該区域内における鳥獣害の防止に関する事項を追加し、関係項目を変更する。

なお、本変更計画は、平成31年4月1日に効力を生じる。

## 【変更項目及び頁】

### Ⅱ 計画事項

#### 第3 森林の整備に関する事項

- 6 森林施業の合理化に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

#### 第4 森林の保全に関する事項

- 3 鳥獣害の防止に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1  
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護等に関する事項・・・・・・ 1

## II 計画事項

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 6 森林施業の合理化に関する事項

##### (4) その他必要な事項

森林経営管理制度の導入により、民有林において、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託することとなっていることから、国有林野事業としても、事業委託に際してはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮するなど、意欲と能力のある林業経営者の育成に取り組むとともに、自ら森林経営を実施する市町村を支援するため、現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術の普及や情報提供に取り組む。

### 第4 森林の保全に関する事項

#### 3 鳥獣害の防止に関する事項

##### (1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

###### ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については別表2のとおり定める。

###### イ 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木等の保護措置又はわな捕獲（囲いわな等によるものをいう。）等の捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。

また、保護林等においては、上記に準じた鳥獣害防止対策を推進する。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努める。

##### (2) その他必要な事項

該当なし。

### 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護等に関する事項

##### (2) 鳥獣害対策の方針

3(1)アに定める鳥獣害防止森林区域内における対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、3(1)イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。

特に、ニホンジカについては近年その生息域が拡大しており、岩手県では五葉山地域を中心として生息域が拡大していることから、森林の有する公益的機能への影響を踏まえ、地方公共団体等との連携を図りつつ、地域の実情により必要に応じて、防護柵の設置若しくは維持管理等による森林のモニタリングの実施等の植栽木等の保護措置又はわな捕獲（囲いわな等によるものをいう。）等の捕獲による被害防止対策に取り組むこととする。

別表2 鳥獣害防止森林区域

単位 面積：ha

区分		対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積
総数				4,630.30
市 町 村 別 内 訳	宮古市	ニホンジカ	177, 180, 323, 324	1,054.43
	岩泉町	ニホンジカ	9～11, 13, 14, 17～20, 48, 52～55, 546, 564, 565	3,575.87